

# 青森県報

号外第五十九号

令和二年  
五月二十二日  
(金曜日)

## 目 次

- 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例… (人事課) …二
- 青森県県税条例等の一部を改正する条例… (税務課) …二
- 青森県議会議員の議員報酬の特例に関する条例… (議会事務局) …二

特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和二年五月二十二日

青 森 県 知 事      三                      村                      申                      吾

青森県条例第三十号

特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

特別職の職員の給与に関する条例（昭和二十七年九月青森県条例第三十九号）の一部を次のように改正する。

附則第四項を次のように改める。

4 令和二年六月一日から令和三年五月三十一日までの間における知事及び副知事の給料月額は、第三条第一項の規定にかかわらず、同項の規定による額から当該額に、知事にあつては百分の二十、副知事にあつては百分の十五を乗じて得た額を減じた額とする。

附則第五項を削る。

附 則

この条例は、令和二年六月一日から施行する。

青森県税条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和二年五月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県条例第三十一号

青森県税条例等の一部を改正する条例

(青森県税条例の一部改正)

第一条 青森県税条例(昭和二十九年五月青森県条例第三十六号)の一部を次のように改正する。

第三十五条第五項中「及びマンション敷地売却組合」を、「マンション敷地売却組合及び敷地分割組合」に改める。

第三十五条の二第三項の表第四十九条第三項から第五項までの項中「から第五項まで」を「及び第四項」に改める。

第三十六条の二中「寡婦(寡夫)控除額」を「寡婦控除額、ひとり親控除額」に改める。

第四十九条第二項中「、同項第二号の連結事業年度開始の日から六月の期間若しくは同項第三号の連結法人税額の課税標準の算定期間又は同項第四号」を「若しくは同項第二号の期間又は同項第三号」に改め、同条第五項を削る。

第五十一条第二項中「又は第四項」を削り、「によつて」を「により」に、「これらの規定」を「同項」に改め、同条第三項中「第五十二条第二項第四号」を「第五十二条第二項第三号」に、「第五十三条第十九項」を「第五十三条第三十一項」に改める。

第五十二条第一項中「によつて」を「により」に、「第五十三条第二十二項各号」を「第五十三条第三十四項各号」に改め、同条第二項中「(当該法人が連結子法人(法第五十三条第二項に規定する連結子法人をいう。以下この節及び第六十三条第二項において同じ。)である場合又は連結子法人であつた場合にあつては、当該法人との間に連結完全支配関係(法第五十三条第四項に規定する連結完全支配関係をいう。以下この節及び第六十三条第二項において同じ。))がある連結親法人(法第五十三条第二十三項に規定する連結親法人をいう。以下この節及び第六十三條第二項にお

て同じ。)若しくは連結完全支配関係があつた連結親法人が法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定の通知を受けたこと)を削り、「第五十三条第二十二項各号」を「第五十三条第三十四項各号」に、「においては」を「には」に、「によつて」を「により」に改め、「若しくは連結法人税額(同条第四項に規定する連結法人税額をいう。以下この節において同じ。)」を削り、「法人税額若しくは連結法人税額を」を「法人税額を」に改める。

第五十二条の二第二項第一号中「又は連結事業年度」を削り、「第五十二条第二項第四号」を「第五十二条第二項第三号」に改め、同条第五項中「第五十三条第五十項前段」を「第五十三条第五十九項前段」に、「同条第五十項後段」を「同条第五十九項後段」に改める。

第五十二条の三の見出しを「(法人税割に係る控除対象所得税額等相当額の控除)」に改め、同条第一項中「又は各連結事業年度」を削り、「第六十六条の七第五項及び第十一項又は第六十八条の九十一第四項及び第十項」を「第六十六条の七第四項及び第十項」に改め、「又は連結事業年度」を削り、「の同法第六十六条の七第五項」を「の同条第四項」に改め、「又は同法第六十八条の九十一第四項に規定する個別控除対象所得税額等相当額」を削り、「、同法第六十六条の七第五項」を「同項」に、「同条第十一項」を「同条第十項」に改め、「又は同法第六十八条の九十一第四項に規定する法人税の額及び同条第十項に規定する所得地方法人税額の合計額」及び「、法第五十三条第四項」を削り、同条第二項中「又は各連結事業年度」を削り、「第六十六条の九の三第四項及び第十項又は第六十八条の九十三の三第四項及び第十項」を「第六十六条の九の三第三項及び第九項」に改め、「又は連結事業年度」を削り、「の同法第六十六条の九の三第四項」を「の同条第三項」に改め、「又は同法第六十八条の九十三の三第四項に規定する個別控除対象所得税額等相当額」を削り、「同法第六十六条の九の三第四項に規定する法人税の額及び同条第十項」を「同項に規定する法人税の額及び同条第九項」に改め、「又は同法第六十八条の九十三の三第四項に規定する法人税の額及び同条第十項に規定する所得地方法人税額の合計額」及び「、同条第四項」を削る。

第五十三条中「控除限度額若しくは」を「控除限度額又は」に改め、「又は同法第八十一条の十五第一項の連結控除限度個別帰属額」、「若しく

は同法第十二条第三項の控除の限度額で政令第九条の七第五項に規定するもの」及び「同条第四項」を削る。

第五十五条の二第二項を削る。

第五十六条第二項中「その事業年度開始の日から六月の期間の末日」を「同項に規定する六月経過日の前日」に改める。

第五十七条の二三項中「及び各連結事業年度の連結所得の金額」を削る。

第五十九条第一項中「によつて」を「により」に改め、「若しくは同項に規定する個別帰属益金額」及び「若しくは同項に規定する個別帰属損金額」を削る。

第六十二条第二号中「当該事業年度の開始の日から六月を経過した日」を「同項に規定する六月経過日」に改める。

第六十三条第二項中「（当該法人が、当該事業年度において連結申告法人（連結子法人に限る。）である場合には、当該事業年度終了の日の属する連結事業年度において当該法人との間に連結完全支配関係がある連結親法人が当該連結事業年度に係る法人税の課税標準について国の税務官署の更正又は決定を受けたとき）」を削る。

第九十七条第二項に次のただし書を加える。

ただし、一本当たりの重量が〇・七グラム未満の葉巻たばこの本数の算定については、当該葉巻たばこの一本をもつて紙巻たばこの〇・七本に換算するものとする。

附則第三条の二中「及び第五項」を「第五項及び第六項」に改める。

附則第七条第一項中「第三十五条の二第一項」の下に「、第三十五条の三第一項」を加える。

附則第七条の二三項中「第三十五条の二」を「第三十五条の三」に改める。

附則第八条第一項の表附則第七条の二三項の項及び同条第三項の表附則第七条の二三項の項中「第三十五条の二まで」を「第三十五条の三ま

で」に、「第三十五条の二」を、「第三十五条の二、第三十五条の三」に改める。

附則第八条の四第一項中「又は各連結事業年度分の法人税割の課税標準となる個別帰属法人税額」、「又は当該法人に係る固有法人の各連結事業年度分の法人税割の課税標準となる個別帰属法人税額」、「又は当該各連結事業年度分の法人税割額」及び「又は各連結事業年度分の法人税割額」を削り、同条第二項中「又は第三号」を削り、同条第三項中「又は個別帰属法人税額」を削り、同条第四項中「又は連結事業年度」及び「又は当該連結事業年度」を削る。

附則第八条の四の二第一項中「及び第三項」を削り、「第二十二項又は第二十三項」を「第三十四項又は第三十五項」に、「第五十三条第二十七項及び第二十八項（同条第三十項（同条第三十一項）を「第五十三条第三十九項及び第四十項（同条第四十一項（同条第四十二項）に、「及び同条第三十一項」を「及び同条第四十二項」に改め、同条第三項から第五項までを削る。

附則第八条の五の二第一項中「又は同法第二百一十一条第一項の承認を受けていない法人で法第五十三条第四項に規定する連結申告法人に該当するもの」を削る。

附則第九条の二の第二項中「令和二年九月三十日」を「令和三年三月三十一日」に改める。

附則に次の一条を加える。

（新型コロナウイルス感染症等に係る耐震基準不適合既存住宅の取得に対する不動産取得税の減額等の特例）

第十九条 第九十条第三項に規定する耐震基準不適合既存住宅を取得し、当該耐震基準不適合既存住宅の第九十三条の二第一項に規定する耐震改修に係る契約を法附則第六十条第一項に規定する政令で定める日までに締結している個人が、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）附則第一条の二第一項に規定する新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響により当該耐震改修をして

当該耐震基準不適合既存住宅をその取得の日から六月以内にその者の居住の用に供することができなかつたことにつき法附則第六十条第一項に規

定する総務省令で定めるところにより証明がされた場合において、当該耐震改修をして当該耐震基準不適合既存住宅を令和四年三月三十一日まで  
 にその者の居住の用に供したとき（当該耐震基準不適合既存住宅を当該耐震改修の日から六月以内にその者の居住の用に供した場合に限る。）は、  
 第九十三条の二第一項の規定の適用については、同項中「当該耐震基準不適合既存住宅を取得した日から六月以内に、当該」とあるのは「当該」  
 と、「行い」とあるのは「行い、当該住宅の当該耐震改修の日から六月以内に」とする。

2 前項の規定の適用がある場合における第九十一条第一項及び第九十三条の二第二項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表  
 の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第九十一条第一項	一年六月以内、	当該土地の上にある耐震基準不適合既存住宅の耐震改修（第九十三条の二第一項に規定する耐 震改修をいう。以下この項において同じ。）の日後六月以内の日まで、前条第三項第二号
	同項第二号	
第九十三条の二第二項	から六月以内	から当該土地の上にある耐震基準不適合既存住宅の耐震改修の日後六月以内の日まで
	六月以内	

第二条 青森県県税条例の一部を次のように改正する。

第九十七条第二項ただし書中「〇・七グラム」を「一グラム」に、「〇・七本」を「一本」に改める。

附則第十九条第一項中「附則第六十条第一項」を「附則第六十二条第一項」に改め、同条を附則第二十一条とし、附則第十八条の次に次の二条を  
 加える。

（新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例）

第十九条 県民税の所得割の納税義務者が、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律（令和二年

法律第二十五号。次条において「新型コロナウイルス感染症特例法」という。）第五条第四項に規定する指定行事の同条第一項に規定する中止等により生じた同項に規定する入場料金等払戻請求権（次項において「入場料金等払戻請求権」という。）の全部又は一部の放棄のうち住民の福祉の増進に寄与するものとして規則で定めるもの（次項において「県払戻請求権放棄」という。）を同条第一項に規定する指定期間（次項において「指定期間」という。）内にした場合には、当該納税義務者がその放棄をした日の属する年中に県放棄払戻請求権相当額の第三十九条の二第三号に掲げる寄附金を支出したものとみなして、県民税に関する規定を適用する。

2 前項に規定する県放棄払戻請求権相当額とは、同項の納税義務者がその年の指定期間内において県払戻請求権放棄をした部分の入場料金等払戻請求権の価額に相当する金額（第三十九条の二各号に掲げる寄附金の額及びその放棄をした者に特別の利益が及ぶと認められるものの金額を除く。）の合計額（当該合計額が二十万円を超える場合には、二十万円）をいう。

（新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例）

第二十条 県民税の所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法第六条第四項の規定を受けた場合における附則第四条の七第一項の規定の適用については、同項中「令和十五年度」とあるのは「令和十六年度」と、「法附則第五条の四の二第一項」とあるのは「法附則第六十一条第一項の規定により読み替えて適用される法附則第五条の四の二第一項」とする。

（青森県核燃料物質等取扱税条例の一部改正）

第三条 青森県核燃料物質等取扱税条例（平成三十年十二月青森県条例第七十四号）の一部を次のように改正する。

第八条第二項及び第九条中「及び第五項」を、「第五項及び第六項」に改める。

附則第七項及び第八項を削り、附則第九項中「平成三十六年三月三十一日」を「令和六年三月三十一日」に改め、同項を附則第七項とし、附則第十項を附則第八項とする。



(青森県産業廃棄物税条例の一部改正)

第四条 青森県産業廃棄物税条例(平成十四年十二月青森県条例第七十八号)の一部を次のように改正する。

第十六条第二項及び第十七条中「及び第五項」を「、第五項及び第六項」に改める。

附 則

1 この条例は、令和四年四月一日から施行する。ただし、第一条中青森県税条例附則第九条の二の十第二項の改正規定及び同条例附則に一条を加える改正規定は公布の日から、第一条中同条例第九十七条第二項にただし書を加える改正規定及び附則第九項の規定は令和二年十月一日から、第一条中同条例第三十六条の二の改正規定並びに同条例附則第三条の二、第七条第一項、第七条の二第三項並びに第八条第一項及び第三項の改正規定並びに第二条(同条例第九十七条第二項ただし書の改正規定を除く。)、第三条及び第四条の規定並びに次項から附則第四項までの規定は令和三年一月一日から、第二条中同条例第九十七条第二項ただし書の改正規定及び附則第十項の規定は同年十月一日から、第一条中同条例第三十五条第五項の改正規定は地方税法等の一部を改正する法律(令和二年法律第五号)附則第一条第十号に掲げる規定の施行の日から施行する。

2 第一条の規定による改正後の青森県税条例(以下「改正後の条例」という。)(附則第三条の二の規定、第三条の規定による改正後の青森県核燃料物質等取扱税条例第八条第二項及び第九条の規定並びに第四条の規定による改正後の青森県産業廃棄物税条例第十六条第二項及び第十七条の規定は、令和三年一月一日以後の期間に対応する延滞金について適用し、同日前の期間に対応する延滞金については、なお従前の例による。

3 改正後の条例第三十六条の二の規定は、令和三年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、令和二年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。

4 県民税の所得割の納税義務者が、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律(令和二年法律第二十五号)第五条第四項に規定する指定行事の同条第一項に規定する中止等により生じた同項に規定する入場料金等払戻請求権(以下「入場料金等払

戻請求権」という。)の行使を令和二年二月一日から地方税法等の一部を改正する法律(令和二年法律第二十六号)附則第三条に規定する政令で定める日までの間にした場合において、当該入場料金等払戻請求権の行使による払戻しをした者に対して同条に規定する政令で定める期間内に当該払戻しを受けた金額以下の金額の寄附金の支出をしたときは、当該寄附金の支出を同項に規定する入場料金等払戻請求権の全部又は一部の放棄と、当該支出をした寄附金の額を当該放棄をした部分の入場料金等払戻請求権の価額とみなして、第二条の規定による改正後の青森県条例附則第十九条の規定を適用する。

5 改正後の条例の規定中法人の県民税に関する部分は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に開始する事業年度(所得税法等の一部を改正する法律(令和二年法律第八号。以下「所得税法等改正法」という。)第三条の規定(所得税法等改正法附則第一条第五号)に掲げる改正規定に限る。)による改正前の法人税法(昭和四十年法律第三十四号。以下この項及び次項において「旧法人税法」という。)第二条第十二号の規定する連結子法人(以下「連結子法人」という。)の連結親法人事業年度(旧法人税法第十五条の二第一項に規定する連結親法人事業年度をいう。以下同じ。)が施行日前に開始した事業年度を除く。)分の法人の県民税について適用する。

6 施行日前に開始した事業年度(連結子法人の連結親法人事業年度が施行日前に開始した事業年度を含む。)分の法人の県民税及び施行日前に開始した連結事業年度(旧法人税法第十五条の二第一項に規定する連結事業年度をいう。以下同じ。)(連結子法人の連結親法人事業年度が施行日前に開始した連結事業年度を含む。)分の法人の県民税については、第一条の規定による改正前の青森県条例(以下「改正前の条例」という。)の規定中法人の県民税に関する部分は、なおその効力を有する。

7 改正後の条例の規定中法人の事業税に関する部分は、施行日以後に開始する事業年度(連結子法人の連結親法人事業年度が施行日前に開始した事業年度を除く。)に係る法人の事業税について適用する。

8 施行日前に開始した事業年度(連結子法人の連結親法人事業年度が施行日前に開始した事業年度を含む。)に係る法人の事業税については、改正

前の条例の規定中法人の事業税に関する部分は、なおその効力を有する。

9 令和二年十月一日前に課した、又は課すべきであった葉巻たばこに係るたばこ税については、なお従前の例による。

10 令和三年十月一日前に課した、又は課すべきであった葉巻たばこに係るたばこ税については、なお従前の例による。

青森県議会議員の議員報酬の特例に関する条例をここに公布する。

令和二年五月二十二日

青森県知事 三村申吾

青森県条例第三十二号

青森県議会議員の議員報酬の特例に関する条例

令和二年六月一日から令和三年三月三十一日までの間における青森県議会の議員の議員報酬月額、青森県議会議員の議員報酬及び費用弁償の額並びにその支給条例（昭和二十五年七月青森県条例第四十六号）第二条の規定にかかわらず、同条例別表第一に定める議員報酬月額から当該議員報酬月額に百分の十五（議長にあつては百分の二十）を乗じて得た額を減じた額とする。

附 則

この条例は、令和二年六月一日から施行する。

(発行所・発行人)  
青森市長島一丁目一番一  
青森県

(印刷所・販売人)  
青森市第二間屋町三丁目一番七七号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価 小口一枚二付十五円